

外来生物法に係る植物防疫所の協力について

2005年6月1日、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）が施行された。

この法律の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することである。

そのために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしている。

植物防疫所では、環境省の依頼により、海外から輸入された植物や昆虫類が外来生物法の輸入規制の対象となる外来生物に該当するかどうかなどについて、識別等の協力を行っている。

表 外来生物法の規制対象の一部 (平成18年2月現在)

クモ・サソリ類	セアカゴケグモ、ハイロゴケグモ、キョクトウサソリ科等
甲 殻 類	<i>Astacus</i> 属（ノーブルクレイフィッシュなど）、 <i>Cherax</i> 属（ヤビー、マロンなど）、ウチダザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、モクスガニ属（モクスガニを除く。）等
昆 虫 類	テナガコガネ属（ヤンバルテナガコガネを除く。）、アカカミアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリ、ヒアリ等
軟 体 動 物 等	カワヒバリガイ属、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ等
植 物	アレチウリ、オオキンケイギク、オオハングンソウ、オオカワヂシャ、ナルトサワギク、ボタンウキクサ、ミズヒマワリ等

外来生物法に関する規制の詳細については、環境省にご確認ください。

(参考)環境省ホームページ：

<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

海外のニュース 米国フロリダ州に発生したカンキツグリーニング病

2005年9月、米国農務省とフロリダ州との共同調査（Cooperative Agricultural Pest Survey；CAPS）により、フロリダ州南部においてカンキツグリーニング（Huanglongbing）病の発生が初めて確認された。本病は、南アジア、東南アジア、東アジア、南アフリカ等のカンキツ生産地において最重要病害として認識されている細菌病であり、フロリダ州でも、1998年にパームビーチ等数か所で本病の媒介昆虫であるミカンキジラミの生息が確認されて以来、その侵入が特に警戒されていた。

本病の発生確認を受けて、直ちに分布状況を特定するためCAPSにより包括的な調査が開始されて、2006年2月現在、フロリダ州11郡の448地点で計548本の感染樹が認められている。これらの感染樹の大部分は住宅地域内のものであるが、うち8本は商業栽培園で検出されたものである。本調査では、GPS及びGISが効率的に利用され、サンプリング地点や感染が確認された樹の位置は電子地図上に登録され、データベース化されている。

また、同年9月16日には、まん延防止のた

めに本病やキジラミの寄主植物に対する移動制限等の暫定的措置が実施された。

さらに、本病の本格的な対策のため、米国農務省、フロリダ州及び大学が中心となって、病原細菌の培養法・高感度簡易検出法の確立、生物防除法の開発等の基礎的研究が進められると共に、撲滅措置を実施するための環境アセスメントも開始されている。

本病については本誌No.38に紹介されているとおりであり、これまではアジア型、アフリカ型が知られていたが、2004年、ブラジルで従来のものと異なるアメリカ型が発見された。

なお、フロリダ州で発生が確認されたものはアジア型である。

(参考) Pest Detection and Management Programs：
<http://www.aphis.usda.gov/ppq/pdmp/>

発 行 所 横 浜 植 物 防 疫 所
〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 ☎(045)211-7155
発 行 人 奥 富 一 夫
編集責任者 佐 々 木 武
印 刷 所 内村印刷株式会社